

県立スポーツセンターの 優先利用に関する基本的取扱い

神奈川県立スポーツセンター

1 県立スポーツセンターの優先利用に関する基本的取扱い

県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）では、神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則第7条第3項に基づき、条例で規定する申込期間前に利用の申込をしなければその開催に支障が生じるものについて、「特別優先」、「第1優先」及び「第2優先」として利用申込の受付等を行っています。

また、神奈川県立スポーツセンターの利用等に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）第4条で手続を、第5条で優先利用基準をそれぞれ規定しています。

この「県立スポーツセンターの優先利用に関する基本的取扱い」では、施設を利用される皆様の手続に関して、主な留意点を、次項以下に記載しましたので、申込手続の参考として御活用ください。

なお、毎年度実施する優先利用の具体的な日程や申込方法等につきましては、スポーツセンターホームページに掲載する「県立スポーツセンターの優先利用に関する取扱い(令和8年度)」を御確認ください。

2 優先利用基準

要綱第5条に規定する3つの優先申込の区分は次のとおりです。

（優先利用基準）

第5条 特別優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。

- (1) 県の機関が主催するスポーツ行事（スポーツ局又は教育委員会（県立の学校を除く。）が主催するものに限る。）
- (2) スポーツ団体等が主催する関東大会以上の規模のスポーツ大会。陸上競技及び専門競技にあっては、県大会以上の規模のスポーツ大会。
- (3) 神奈川県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が主催する教員研修事業
- (4) その他所長が特に必要と認めるもの

2 第1優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。ただし、特別優先に該当するものを除く。

- (1) スポーツ団体等が主催する県規模のスポーツ大会及びこれに類する広域的なスポーツ大会
- (2) スポーツ団体等が主催する県内の青少年又は障害者を対象としたスポーツ行事。この場合において、青少年を対象とするものにあつては利用者の3分の2以上が青少年であるもの、障害者を対象とするものにあつては障害者のスポーツ利用を目的とするもので所長が認めるものに限る。次号においても同じ。
- (3) 公共的団体が主催する県内の青少年又は障害者を対象とした広域的なスポーツ行事
- (4) スポーツ団体等が主催する県内の選手強化事業
- (5) 県の機関（県立の学校を除く。）が主催するスポーツ行事
- (6) 運動場又はプール等の体育施設が整備されていない又は改修工事中で利用できない県立の学校が実施する幼児、児童又は生徒を対象とした授業又はスポーツ行事
- (7) 県内の幼稚園等が主催する幼児、児童又は生徒を対象としたスポーツ行事（部活動の練習を除く。）
- (8) 県内の市町村の機関が主催するスポーツ行事
- (9) PFI事業者が主催する自主事業
- (10) その他所長が必要と認めるもの

3 第2優先に該当する優先利用は、次の各号に掲げる行事等を行うための利用をいう。ただし、特別優先及び第1優先に該当するものを除く。

- (1) スポーツ団体等が主催する県民を対象としたスポーツ行事
- (2) 県内の障害者グループが行う障害者スポーツの練習。この場合において、利用者のうち障害者が1人以上いるものに限る。
- (3) 県内の幼稚園等が行う部活動の練習
- (4) 公共的団体が主催する県民を対象としたスポーツ行事
- (5) その他所長が必要と認めるもの

3 事務処理期間

(1) 受付期間及び決定期限等

優先利用の各区分の受付期間及び決定期限等は次の表のとおりです。

なお、受付・申請期間の開始日又は終了日、若しくは決定・承認期限のいずれかが休場日の場合は、開始日にあつては休場日の翌日、終了日又は決定・承認期限にあつては、休場日の前日とします。

区 分			期 間
特別優先	利用予約	受付期間	前年度の6月15日から6月30日まで
		決定期限	前年度の7月30日
	利用申請	申請期間	前年度の8月1日から8月15日まで
		承認期限	前年度の9月15日
第1優先	利用予約	受付期間	前年度の8月1日から8月15日まで
		決定期限	前年度の9月30日
	利用申請	申請期間	前年度の10月1日から10月15日まで
		承認期限	前年度の10月30日
第2優先	利用予約	受付期間	前年度の10月1日から10月15日まで
		決定期限	前年度の11月15日
	利用申請	申請期間	前年度の11月15日から11月30日まで
		承認期限	前年度の12月28日

(2) 予備日

屋外競技かつ利用日が平日に当たる大会については、予備日を1行事につき1回設定することができます。予備日は第2優先の利用承認事務終了後に予約受付の案内を開始します。

4 対象となる施設

優先利用を認める施設は、次のとおりです。

(1) スポーツアリーナ1：メインフロア、サブフロア、会議室、研修室

(2) スポーツアリーナ2：メインフロア、多目的フロア1※、多目的フロア2、

ボクシングフロア、フェンシングフロア、

ウェイトリフティングフロア、控室1（役員室）、

控室2（選手控室・放送室）、プール（専用利用に限る。）

※ 多目的フロア1は、障害者スポーツ（パラスポーツ）を実施する場合及びボルダリング施設を利用する場合のみ優先利用の対象となります。

(3) 陸上競技場・補助競技場：陸上競技場（専用利用に限る。）、補助競技場、

フットサルコート

(4) 球技場：球技場1（天然芝）、球技場2（人工芝）

(5) テニスコート：テニスコート

(6) 宿泊棟：宿泊室

(7) グリーンハウス：ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、ラウンジ

5 宿泊室を一般利用する場合における優先利用の特例

優先利用基準に該当する団体であるか否かにかかわらず、10人以上で宿泊室を利用する場合は、利用日の6月前の日の属する月の初日（ただし、利用日が4月から7月までの場合はその年の1月4日）から優先利用の対象となる施設の優先予約をすることができます。ただし、この取扱い、一般利用予約の受付が開始されるまでの特例ですので、利用日の3月前の日の属する月の末日までとなります。

6 利用目的の変更等

承認された優先利用については、他目的へ転用又は他団体等への譲渡はできません。

7 利用予約の変更等

利用申込した日程・時間・施設について、決定期限後に拡大することはできません。ただし、時間の縮小に係る変更は認めます。

8 予約取消等のペナルティ

承認された優先利用の予約取消等については、他の団体の利用への支障が大きいことから、次表のとおり、次年度で行う優先利用の申込について制限を行います。

なお、災害その他利用団体の責めに帰すことができない理由により予約していた施設を利用することができなかったと認められた場合は、当該回数にカウントしません。

予約取消の内容	優先予約申込の制限（ペナルティ）
優先利用の予約の取消	4月～翌年3月までの1年間に、当該年度に開催する行事について、3回を超えて優先予約を取り消した場合、優先の区分に関わらず、次年度の優先予約をすることはできません。 例 令和7年4月～令和8年3月までの間に、令和7年度に開催する事業について、3回を超えて取り消した場合、令和8年中に受付等を行う優先予約（利用年度は令和9年度）をすることはできません。
宿泊室を一般利用する場合における優先利用の特例による予約の取消	予約日から2か月を超えて予約の取消があった場合、取消の日から6か月後の日の属する月の末日までは、この特例による予約は行えません。 また、宿泊人数が10人未満となった場合は、予約の取消とみなします。事前の取消をせず、10人未満での宿泊となった場合は、この日を取消の日として起算します。 例 宿泊日（令和8年8月1日）の6か月前（令和8年2月1日）の宿泊室の優先予約＋6か月前の施設の優先予約（特例予約）をした場合に、予約日から2か月を超えて（令和8年4月1日）宿泊室の予約取消があった場合

	には、施設の優先予約（特例予約）も同時に取り消され、以降、令和8年10月1日以降にならないと、宿泊室＋施設の6か月前優先予約（特例予約）を受け付けません。
--	---

9 優先利用を申し込むことができる回数の制限

第1優先、第2優先については、申し込むことができる回数に制限があります。

詳細については、毎年度、第1優先及び第2優先の申込前にスポーツセンターホームページに掲載する「県立スポーツセンター優先利用に関する取扱い」の第1優先版、第2優先版を御確認ください。

10 天然芝フィールドに係る利用制限

(1) 利用制限期間・時間

ア 陸上競技場フィールド（天然芝）

陸上競技場フィールド（天然芝）のみの利用については、芝生の養生等の期間として、4月1日から5月14日及び1月4日から3月31日は利用することができません。

また、良好なグラウンドコンディションとなるよう、夏季と冬季における午後の利用時間の差異等を考慮し、月曜日～日曜日までの1週間に利用できる時間を次のとおり制限します。

期 間	午 前	午 後	1週間（月曜日～日曜日）の利用制限
5月15日～ 9月15日	9時～ 12時	13時～ 18時	1週間に8時間まで。 ただし、1日利用する場合（9時間利用）及び午後5時間を2回利用する場合（10時間利用）については、制限内利用と見なす。 【パターン例】 火（am 3h）、金（am 5h）：○ 火（am 3h）、木（am 3h）、金（am 2h）：○ 火（am 3h）、木（am 3h）、金（am 3h）：× 火（9:00～18:00 9h）：○ 火（pm 5h）、金（pm 5h）：○
9月16日～ 11月30日	9時～ 12時	13時～ 17時	1週間に7時間まで。 ただし、1日利用する場合（8時間利用）及び午後4時間を2回利用する場合（8時間利用）については、制限内利用と見なす。 【パターン例】 上記例を参照
12月1日～ 12月28日	利用不可	13時～ 17時	1週間4時間まで。
1月4日～ 5月14日	利用不可	利用不可	養生期間として利用不可。

イ 球技場 1（天然芝）

球技場 1（天然芝）の利用については、芝生の養生等の期間として、10 月 1 日から 10 月 31 日は利用することができません。

また、良好なグラウンドコンディションとなるよう、夏季と冬季における午後の利用時間の差異等を考慮し、月曜日～日曜日までの 1 週間に利用できる時間を次のとおり制限します。

期 間	午 前	午 後	1 週間（月曜日～日曜日）の利用制限
4 月 15 日～ 8 月 31 日	9 時～ 12 時	13 時～ 18 時	1 週間に 8 時間まで。 ただし、1 日利用する場合（9 時間利用）及び 午後 5 時間を 2 回利用する場合（10 時間利用） については、制限内利用と見なす。 【パターン例】 火（am 3h）、金（am 5h）：○ 火（am 3h）、木（am 3h）、金（am 2h）：○ 火（am 3h）、木（am 3h）、金（am 3h）：× 火（9:00～18:00 9h）：○ 火（pm 5h）、金（pm 5h）：○
10 月 1 日～ 10 月 31 日	利用不可	利用不可	養生期間として利用不可。
11 月 1 日～ 4 月 14 日	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	1 週間に 7 時間まで。 ただし、1 日利用する場合（8 時間利用）及び 午後 4 時間を 2 回利用する場合（8 時間利用） については、制限内利用と見なす。 【パターン例】 上記例を参照

(2) 利用可能時間の特例

未就学児、小学生及び障害者が行うスポーツ行事並びにゲートボール、グラウンドゴルフ等の原則フィールドを走らない競技に利用する場合（以下「児童等の利用」という。）は、5 月 15 日から 9 月 15 日は週 8 時間を週 16 時間に、9 月 16 日から 11 月 30 日は週 7 時間を週 14 時間に、12 月は週 4 時間を週 8 時間に利用合計可能時間を延長します。

【例】週 8 時間まで利用可能な場合（5 月 15 日から 9 月 15 日）

- ・ 土曜日に高校生のサッカー競技会等で 8 時間利用した場合、翌日の日曜日に児童等のサッカー競技会等で 8 時間利用することが可能です。
- ・ 土曜日に小学生のサッカー競技会等で 8 時間利用した場合、翌日の日曜日に高校生のサッカー競技会等で利用できる上限は 8 時間となります。

(3) 養生期間利用の特例

天然芝フィールドの養生期間については、利用を認めませんが、次の要件に該当する場合は、芝の育成に影響のない範囲で利用を承認することがあります。

ア 県が主催又は共催する大会で、養生期間以外の日程では開催できない場合

- イ 市町村が主催又は共催する大会で、通常使用する当該市町村の施設が改修等で利用できない事情があり、かつ、その使用できない期間が養生期間に当たる場合
- ウ ア、イに類するもので、県のスポーツ推進の観点から、所長が必要と認める場合

11 問合せについて

御不明な点は、次によりスポーツセンター管理課までお問い合わせください。

(1) 電話

0466-81-2571

(2) F A X

0466-83-4622

(3) スポーツセンターへのお問合せフォーム

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ui6/>へ、インターネットで接続し、画面下部の「スポーツセンターへのお問合せフォーム」を選択し、必要事項記載の上、送信してください。